

令和4年度 市県民税 申告相談 日程表

◇市県民税申告書はご自身で作成し、郵送してください。

ご自身で申告書を作成するのが困難な場合は、会場で申告をすることもできますが、必ず必要書類をまとめたうえで会場にお越しください。

◇申告相談会場での申告を希望する方へのお願い

- ★ 来場前に必ず検温してください。37.5度以上の方、体調の悪い方は来場しないでください。★
- ★ 来場の際は、必ずマスクを着用してください。★

◇申告にあたっての留意点

- ① 農業などの事業所得を申告される方は、自分で領収書等を集計してから来場してください。
- ② 医療費控除を受けようとする方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に「医療費控除の明細書」を作成してから来場してください。
明細書を作成して来ない方は、医療費控除の申告はできません。
- ※ 所得税が源泉徴収されていない方は、申告をしても所得税の還付はありません。
- ※ 所得税の確定申告はスマホから国税庁の「確定申告書作成コーナー」にアクセスし、電子申告（e-Tax）をすることができます。
- ※ 自分で所得税確定申告書を作成した方は、税務署に直接提出してください。申告相談会場でのチェックは行いません。

◇次の①から⑦の申告は、市の会場では受付できませんので、横手税務署へ直接申告してください。

①初年度の住宅借入金等特別控除の申告 (令和3年中に入居した方)	④亡くなられた方の確定申告(準確定申告)
②住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方	⑤青色申告
③土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告	⑥損失申告
	⑦免税牛に関する申告

■会場：横手市役所条里南庁舎「講堂」 ■受付時間：午前 8時30分～11時00分 午後 1時00分～4時00分
 ■駐車場：条里南庁舎向かい除雪センター前 ※2月13日～2月16日の期間は横手会場はお休みです。

地区割は、住所の大字または町名となっています。行政区ではありませんのでご注意ください。

月日	2/10(木)	2/11(金)	2/12(土)	2/17(木)	2/18(金)	2/19(土)	2/21(月)	2/22(火)	2/24(木)
地区	黒川	黒川・境町	境町	栄			旭		
字町名	黒川 (寺村・百万刈以外)	午前 黒川字寺村 百万刈 午後 上境	下境 上八丁 下八丁	大屋寺内	外目 柳田	大屋新町	三本柳 赤坂 清水町新田	赤坂	

月日	2/25(金)	2/26(土)	2/28(月)	3/1(火)	3/2(水)	3/3(木)	3/4(金)	3/7(月)	3/8(火)
地区	旭		金沢		横手				
字町名	赤川 猪岡	朝日が丘 一～四丁目	安本 金沢 金沢本町	金沢中野	安田原町 安田	睦成 横手町	婦気大堤	杉沢 杉目	前郷 前郷一番町 前郷二番町 八幡 静

月日	3/9(水)	3/10(木)	3/11(金)	3/13(日)	3/14(月)	3/15(火)
地区	横手					
字町名	大沢 追廻一～三丁目 駅西一～三丁目 駅南一～三丁目 三枚橋一・二丁目	条里一～三丁目 旭川一～三丁目 明永町 大鳥町 新坂町 梅の木町 駅前町	横山町 神明町 清川町 南町	田中町 羽黒町 上内町 平和町 本郷町 寿町 松原町 台所町 城南町	朝倉町 城西町 城山町 幸町 二葉町 本町 根岸町	鍛冶町 四日町 大町 中央町 大水戸町 蛇の崎町 平城町

【お問い合わせ先】 横手市役所 税務課 TEL32-2510